

# 青森県報

第四千五百八十三号

平成三十一年  
三月二十九日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定の解除…………… (保健衛生課) …… 一
- 新型インフルエンザ等対策特別措置法による指定地方公共機関の指定…………… (同) …… 一
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退…………… (障害福祉課) …… 二
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療機関の指定…………… (同) …… 二
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による特定医師に診察を行わせることができる精神科病院の認定…………… (同) …… 二
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による応急入院指定病院の指定…………… (同) …… 三
- 基本測量の終了…………… (監理課) …… 三
- 道路の供用の開始…………… (道路課) …… 三
- 都市計画事業計画の変更認可…………… (都市計画課) …… 三
- 特定非営利活動促進法第四十九条第二項の規定による公告…………… (県民生活文化課) …… 四
- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村整備課) …… 四
- 建設業者の許可の取消し…………… (上北地域) …… 四
- 右 同…………… (同) …… 四

○ 右 同…………… (下北地域) …… 五

### 選挙管理委員会

○ 病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正… (事務局) …… 五

### 公安委員会

○ 指定講習機関の行う初心運転者講習の休止…………… (運転免許課) …… 六

## 告 示

### 青森県告示第二百十号

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第七号に規定する指定地方公共機関として指定した次の法人について、その指定を解除した。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

南部バス株式会社

### 青森県告示第二百十一号

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第七号に規定する指定地方公共機関を次のように指定した。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

岩手県北自動車株式会社

青森県告示第二百十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）がその指定を辞退したので、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
かまや調剤薬局	五所川原市字鎌谷町一〇一	平成三・三・三
ひばかり調剤薬局	八戸市日計一丁目二の四三	〃
白銀中央薬局	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一一の一二	〃
鮫駅前薬局	八戸市大字鮫町字持越沢二五の八	〃
城下調剤薬局	八戸市城下四丁目一〇の三五	〃
田向調剤薬局	八戸市田向二丁目五の二六	〃

青森県告示第二百十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日

ひばかり調剤薬局	八戸市日計一丁目二の四三	平成三・四・一
----------	--------------	---------

アイン薬局白銀店	八戸市大字白銀町字南ヶ丘一一の一二	〃
----------	-------------------	---

鮫駅前薬局	八戸市大字鮫町字持越沢二五の八	〃
-------	-----------------	---

アイン薬局城下店	八戸市城下四丁目一〇の三五	〃
----------	---------------	---

アイン薬局田向店	八戸市田向二丁目五の二六	〃
----------	--------------	---

レモン薬局	むつ市中央一丁目三の三五	〃
-------	--------------	---

みさわ調剤薬局	三沢市桜町三丁目一〇の一〇	〃
---------	---------------	---

訪問看護ステーションおはな	八戸市西白山台五丁目一一の一二	〃
---------------	-----------------	---

青森県告示第二百十四号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第二十一条第四項及び第三十三条第四項の規定により、特定医師に診察を行わせることができる精神科病院を次のとおり認定した。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 期 限
一般社団法人愛成会弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	平成三・四・二	平成三・三・三
医療法人青仁会青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	〃	〃
社会医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	〃	〃

青森県告示第二百十五号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の七第一項の規定により、応急入院指定病院を次のとおり指定した。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日	指 定 期 限
一般社団法人愛成会弘前愛成会病院	弘前市大字北園一丁目六の二	平成三〇・四・一	平成三〇・三・三
医療法人青仁会青南病院	八戸市大字田面木字赤坂一六の三	〃	〃
社会医療法人松平病院	八戸市大字新井田字出口平一七	〃	〃

青森県告示第二百十六号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類  
基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間  
平成三十年五月七日から平成三十一年二月二十八日まで
- 三 作業地域  
上北郡横浜町

青森県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年四月二十八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道前坂藤崎線	南津軽郡藤崎町大字藤崎字高瀬五三の三から南津軽郡藤崎町大字藤崎字松野木一九の一まで	平成三〇・三・二九

青森県告示第二百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、八戸都市計画公園事業の事業計画の変更を平成三十一年三月二十二日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 施行者の名称  
八戸市
- 二 都市計画事業の種類  
八戸都市計画公園事業（五・五・二号 こどもの国）
- 三 事業施行期間  
昭和五十六年四月二十五日から平成三十六年三月三十一日まで
- 四 事業地  
1 収用の部分  
変更なし

2 使用の部分  
なし

公 告

特定非営利活動促進法第四十九条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項の認定をしたので、同法第四十九条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 名称

特定非営利活動法人あおもりのちの電話

二 代表者の氏名

石川 敏一

三 主たる事務所の所在地

弘前市大字袋町一の一

四 その他の事務所の所在地

なし

五 認定の有効期間

平成三十一年三月十五日から平成三十六年三月十四日まで

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、下平谷地地区の県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、同条第七項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成三十一年四月一日から同月二十六日まで

三 縦覧の場所

五戸町役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社協栄企画

二 代表者の氏名 中野渡政男

三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字野崎四〇の四六八

四 許可番号 青森県知事許可（般―二九）第一四七五二号

五 取消年月日 平成三十一年三月十三日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成三十一年一月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 平和実業株式会社
- 二 代表者の氏名 丸井理成
- 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字洞内字井戸頭一四四の三〇二
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ六) 第八二九号
- 五 取消年月日 平成三十一年三月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十一年二月二十八日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第九号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 道南鉄工株式会社
- 二 代表者の氏名 長谷喜恵子
- 三 主たる営業所の所在地 下北郡大間町大字大間字中山二五の四八
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ八) 第一二六九五号
- 五 取消年月日 平成三十一年三月十四日
- 六 取消しに係る建設業の許可  
機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実  
平成三十一年二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十一号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号(病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十九日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

一の表中

医療法人雄心会青森新都市病院  
〃 大字石江字高間一〇九の一八  
を

医療法人雄心会青森新都市病院  
〃 石江三丁目一  
に、

室岡整形外科病院  
〃 長者三丁目三の二三  
を

室岡整形外科記念病院  
〃 長者三丁目三の二三  
に、

二の表中

サービス付き高齢者向け住宅  
メデイケアハウス  
トンキ  
〃 大字浅虫字蛸谷六五の三四  
を

公 安 委 員 会

のへじ	〃	野辺地町字餅粟川原四	に改める。
公立野辺地病院介護療養型 老人保健施設	〃	野辺地町字鳴沢九の一二	を
のへじ	〃	野辺地町字餅粟川原四	
五の表中	一〃	板柳町大字福野田字実田四四の	に、
住宅型有料老人ホーム ちだホーム	〃	板柳町大字辻字岸田六六	を
ケアハウスいたや荘	〃	板柳町大字辻字岸田六六	を
ケアハウス ハルニレ	〃	大字水野尾字懸樋二二二の三	に、
ケアハウス ハルニレ	〃	大字水野尾字懸樋二二二の三	を
アミスタ 五所川原	〃	大字水野尾字懸樋二一八の一	に、
ケアハウス ハルニレ	〃	大字水野尾字懸樋二二二の三	を
住宅型有料老人ホームなのはな	〃	東大野二丁目三の七	に、
サービス付き高齢者向け住宅 メデイケアハウス ス トンキ	〃	大字浅虫字蛸谷六五の三四	
サービス付き高齢者向け住宅 さくら	〃	問屋町一丁目一五の一〇	

青森県公安委員会告示第三十六号

道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第百八条の十の規定により、指定講習機  
関五所川原モータースタールの特定講習の一部の休止を許可したので、指定講習機関  
に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第十四条第二項の規定により告  
示する。

平成三十一年三月二十九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 休止しようとする特定講習の種類

- 一 普通自動二輪車及び原動機付自転車に係る初心運転者講習
- 二 休止しようとする期間

平成三十一年四月一日から平成三十一年十月三十一日まで

（発行者・発行人）  
青森市長 島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭